

意見書案 (令和2年9月定例議会)

No.	件名	提出党派	頁
1	安倍政権の下での「森友・加計問題」「桜を見る会」「河井夫妻の大規模買収事件」など疑惑を徹底解明し、国民に明らかにすることを求める意見書(案)	日本共産党	1
2	東京都の責任で小中学校の全学年で少人数学級実現を求める意見書(案)	日本共産党	2
3	性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書(案)	日本共産党	3
4	全国一律最低賃金制度の実現を求める意見書(案)	日本共産党	4
5	ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書(案)	公明党	5
6	防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書(案)	公明党	6
7	地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書(案)	公明党	7
8	コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書(案)	公明党	8
9	少年法改正にあたり慎重な議論を求める意見書(案)	市民の広場	9
10	保健所の機能的な充実支援と感染症医療機関の削減を含む「地域医療構想」の見直しを求める意見書(案)	市民の広場	10
11	原爆被爆者援護法の国家補償の精神に基づき「黒い雨」に遭った原爆被爆者の救済を求める意見書(案)	市民の広場	11
12	オンライン本会議の実現に必要な地方自治法の改正を求める意見書(案)	文京みらい	12
13	男性の育児休業取得の義務化を求める意見書(案)	創	13

安倍政権の下での「森友・加計問題」「桜を見る会」「河井夫妻の大規模買収事件」 など疑惑を徹底解明し、国民に明らかにすることを求める意見書（案）

安倍首相が8月28日、持病の悪化を理由に辞意を表明しました。治療に専念し、健康を回復することを願うものです。

安倍政権が幕を引くにあたって、改めて問われてくるのは、7年8か月にわたる「安倍政治」で起きた「国政私物化」をめぐる問題の噴出で、行政文書の改ざん・隠ぺいについて総理会見でも国民の疑惑に全く答えませんでした。これら一連の疑惑をあいまいにすることはできません。

「森友学園」疑惑は、国有地が8億円も値引きされ不当な安価で払い下げられた問題で、「加計学園」の獣医学部開設の問題とともに首相発言につじつまを合わせるために国会でも虚偽答弁が繰り返され、公文書の改ざん・隠ぺい・廃棄などの民主主義破壊が横行しました。「桜を見る会」問題では、税金を使った公的行事に自身の後援会員等を多数招待し“接待”する「税金の私物化」を行いました。いずれも首相と妻が自らを支援する仲間内のために国家権力を私的に利用した事件です。

さらに、自身への疑惑が深まる中で、検察幹部の人事に介入しました。「官邸の守護神」と呼ばれた東京高検の黒川氏の勤務延長を認める違法な閣議決定を強行し、司法の独立を脅かす検察庁法改悪まで狙いました。

2019年7月の参院選広島選挙区での大規模買収事件では、地方議員や首長等100人に2900万円もの現金を渡したとして公職選挙法違反で逮捕・起訴された前法相の河井克行衆院議員、妻・案里参院議員の大規模買収事件をめぐる、安倍首相等政権中枢の責任につながる疑惑も取り沙汰されており、事実であれば首相らも「買収目的交付罪」に問われる問題です。

安倍首相はこうした問題に一切説明責任を果たしていません。新しい内閣が、安倍政権の下で起きたこうした事件への関与と責任を明らかにせず幕引きを図り、隠閉してしまうことは許されません。むしろ、首相の座から退くことで、その全容を国民の前に明らかにし、相応の責任を問う条件が整ったといえます。

よって、文京区議会は次の事項について政府と国会に対して意見書を提出いたします。

記

1. 「森友・加計」及び「桜を見る会」問題の全容解明と安倍首相（夫妻）の関与と責任について国会で論議するとともに、司法は再調査を行い国民に明らかにすること。
2. 河井克行・案里夫妻の大規模買収事件については、案里氏を参院選で公認し、河井夫妻に1億5千万円の資金を提供し、それが買収資金に充てられた疑惑が濃厚であり、選挙後に克行氏を法相に起用した安倍首相らの責任を明らかにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

内閣総理大臣

文京区議会議長

法務大臣

衆議院議長

宛て

参議院議長

東京都の責任で小中学校の全学年で少人数学級実現を求める意見書(案)

新型コロナウイルスの感染拡大によって実施された全国一斉休校が終わり、分散登校が行われました。その結果、学校では少人数での授業が行われました。この中で「子ども一人ひとりをしっかり見ることができる」といった声が数多く上がり、少人数学級の実現が、教育環境の整備に関わる課題として急浮上しています。

何よりも、分散登校中の少人数授業で、一人ひとりの顔がよく見えることや、授業がよくわかることを、先生も子どもも実感しました。これを受け、全国知事会会長・全国市長会会長・全国町村会会長は少人数学級の実施を要望したのです。

また、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない下、子どもの感染を防ぐための身体的距離がとれる学校教育環境の確保は焦眉の課題になっています。子どものいのちと健康を守り、学ぶ権利を保障するためにも、少人数学級を実現させることが急務になっています。

さらに、様々な家庭環境の中で休校中を過ごした子どもたちへのケアや学習の遅れへの対応も必要です。

東京都では小学校1・2年生と中学校1年で35人学級が行われていますが、小学校3年生や中学校2年生になるときに、40人規模の学級になるケースがあります。こうした実態を解消するため、仮に東京都で35人学級を中学3年生まで全学年に広げるとしても、都の一般会計予算は7兆3540億円(2020年度)ですから、必要経費の200億円は、約0.3%程度です。財源の使い方を見直せば教育を充実させる財源は十分に確保することができます。

よって文京区議会は東京都に対して、以下要請します。

記

1. 東京都の予算で早急に小中学校全学年を30人学級以下の学級にすること。
2. 東京都として小中学校全学年で20人程度の学級への移行ができるよう国に要望すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

東京都知事

東京都教育委員会教育長 宛て

東京都議会

性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書（案）

性暴力は、被害者の個人の尊厳が害され、被害者が自らを個人として尊重されるべき存在であると認識することが困難になる等、重大で深刻な被害が生じます。性暴力の被害者は未成年者や若い女性であることが多く、同時に被害者がその被害の性質上、被害を訴えることや支援を求めることが難しい現実があります。また、勇気を出して警察に被害届けを出しても7割のケースが不起訴になり、裁判でも、たとえ同意がなく抵抗できなかったことが事実認定されても、無罪判決が出される現実があります。刑法をはじめとする法規、施策が性暴力被害者の実態に即したものとなるよう、一刻も早い改善が求められています。

よって文京区議会は、政府に対して2017年の刑法改正時に積み残された以下の課題について、見直しを求めるものです。

記

1. 公訴時効の延長もしくは撤廃をすること
2. 不同意性交を性犯罪とすること
3. 性交同意年齢を「16歳未満」に引き上げること
4. 地位関係性を利用した性犯罪規定の創設を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

宛て

厚生労働大臣

全国一律最低賃金制度の実現を求める意見書（案）

厚生労働省の中央最低賃金審議会が、2020年の最低賃金について、現行水準の維持が「適当」とする答申を出しました。引き上げの目安額も示しませんでした。

日本の非正規雇用労働者は、全労働者の4割に及び、年収300万円未満で働く人は、全労働者の6割近くに達しています。

日本の最低賃金は、都道府県ごとの4つのランクに分けられ、2019年の改定では、最高（東京1,013円）と最低（15県790円）で、時給で223円と3割近い格差があります。コロナ危機から労働者、国民の生活を守るために、大幅引き上げと格差是正を決断するのは政治の役割です。

全国労働組合総連合などが実施している「最低生計費試算調査」によれば、若者が自立して人間らしく暮らすには、全国どこでも月額22～25万円（時給1,500円程度）が必要であり、都市部と地方の格差はほとんどありません。この地域間格差によって労働者が都市部に流出し、地方経済の疲弊が加速しています。

最低賃金法を改正し全国一律最低賃金の創設が必要です。さらに、全国で「時給1,000円以上」を今すぐ実現し、1,500円を実現させることが求められます。そのことで、一日8時間働けば人間らしい生活ができる社会、次代を担う若者たちが自立できる社会が展望できます。

世界各国の制度と比較すると日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準です。また、そのほとんどの国で、地域別ではなく全国一律制となっています。

全国知事会が地域間格差の解消を求め、秋田県や山形県など多くの自治体が意見書を決議しています。弁護士会や多くの政党が、最低賃金の引き上げ、地域間格差の是正を求めています。日本の最低賃金の抜本的な改善を求める世論が広がっています。

地域経済を支える主役である中小企業・小規模事業所に最低賃金の引き上げを保障する特別な財政措置を実施することや、さらに、単価の不当な切り下げなど、大企業の下請いじめを正すこと、原材料費などの諸経費と人件費が、価格に適正に反映される仕組みの整備が求められています。

よって文京区議会は、政府と国会に対して最低賃金の地域間格差をなくし全国一律の制度とするため、最低賃金法の改正を行うことや、最低賃金の引上げが進むよう、中小企業への経営支援を拡充することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書（案）

ドクターヘリは、道路事情に関係なく医師や看護師を乗せて時速 200 キロで現場に急行し、患者を機内で治療しながら医療機関に搬送できます。2001 年の本格運航以来、これまで全国 43 道府県に 53 機が配備されています。搬送件数も年々増加し、2018 年度には 2 万 9000 件を超えました。7 月に九州地方を襲った豪雨被害でも出動しており、“空飛ぶ治療室”の役割は着実に増えています。

一方、ドクターヘリの要請・出動件数の増加に伴い、運航経費と公的支援との間に乖離が生じています。出動件数の増加は、整備費や燃料代、さらにはスタッフの人件費などの経費増に直結するため、事業者の財政的な負担は年々重くなっています。ドクターヘリの運航にかかる費用の多くは国が交付金などで手当てしていますが、追いついている状況ではありません。

そこで、文京区議会は、政府におかれては、全国におけるドクターヘリの運航状況を直視するとともに、ドクターヘリが、今後も救命救急の切り札として、安定的かつ持続的な運用の下、引き続き多くの人命救助に貢献できるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

記

- 1 ドクターヘリ運航にかかる必要経費増加の実態をはじめ、地域ごとの年間飛行回数や時間の違いを的確に把握し、適正かつ効率的な運用に見合う補助金の基準額を設定すること。
- 2 消費税の増税に伴い運航事業者の財政的な負担が増大した現状を踏まえた適切な補助金基準額の改善および予算措置を図ること。
- 3 ドクターヘリ運航の待機時間や飛行前後の点検時間を含めた操縦士などスタッフの勤務実態を的確に把握するとともに、適正な労働環境の確保を図ること。
- 4 ドクターヘリ機体の突発的な不具合時における、代替機の提供や運航経費の減額など、実質的に運航事業者に負担が強いられている現状を是正するとともに、安全基準に基づいた代替機提供責務の適正化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
厚生労働大臣
宛て

防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け各国各地でその甚大な被害を被っています。我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされています。このような甚大な自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっています。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、「国土強靱化基本計画」を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末までとなっています。

現状では、過去の最大を超える豪雨による河川の氾濫・堤防の決壊、山間部の土砂災害等により多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶ちません。今後起こりうる大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながるよう「防災・減災、国土強靱化」はより一層、十分な予算の安定的かつ継続的に確保が必須です。

よって、文京区議会は、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

記

1. 令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の更なる延長と拡充を行うこと。
2. 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。
3. 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（防災）
・国土強靱化担当大臣
衆議院議長
参議院議長

宛て

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで取り組んできたデジタル化の推進について様々な課題が浮き彫りになりました。こうした事態を受け、7月17日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、我が国をデジタル技術により強靱化させ、我が国経済を再起動するとの考えの下、「国民の利便性を向上させる、デジタル化」「効率化の追求を目指した、デジタル化」「データの資源化と最大活用に繋がる、デジタル化」「安心・安全の追求を前提とした、デジタル化」「人にやさしい、デジタル化」実現のため、本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進めるとの姿勢を示しました。

また、政府の第32次地方制度調査会において、地方行政のデジタル化の推進などを盛り込んだ「地方行政体制のあり方等に関する答申」が提出され、社会全体で徹底したデジタル化が進むことで、東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、これによる大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減も期待できるとして、国の果たすべき役割について大きな期待を寄せています。

よって、文京区議会は、国において、地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望します。

記

1. 法令やガイドライン等により書面や対面・押印が義務付けられているものについて、可能な限り簡易にオンラインで実現できる仕組みを構築すること。特にマイナンバーカードの更更新手続について、オンライン申請を実現すること。
2. 情報システムの標準化・共通化、クラウド活用を促進すること。また、法定受託事務についても、業務プロセスの標準化を図り、自治体がクラウドサービスを利用できる仕組みを検討すること。
3. 令和3年度から4年度に全国の自治体で更新が予定されている自治体情報セキュリティクラウドについて導入時と同様の財政措置を講ずること。
4. 今後の制度改正に伴うシステム改修を行う際には、地方の事務処理の実態を正確に把握するとともに、地方公共団体の負担とならないよう十分な人的支援及び財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
総務大臣・マイナンバー制度担当大臣
厚 生 労 働 大 臣
経 済 産 業 大 臣
内 閣 官 房 長 官
情報通信技術（IT）政策担当大臣
行政改革担当大臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

宛て

コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書(案)

気候変動に伴う台風や豪雨等による大規模な水害などが近年頻発し、さらに激甚化する自然災害に効果的・効率的に対応するため、情報通信技術（ICT）を活用した新たなサービスを活用することが、社会基盤の構築のために重要です。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、災害と感染症に複合的に見舞われる事態が現実にはじめ、今後、その深刻度を増すことが懸念されるようになったことで、その重要性が一層高まっています。

各地方公共団体は、災害対策基本法第90条の2に基づき、自然災害（風水害、地震、津波等）などにより家屋などが破損した場合、その程度を判定し証明する罹災証明書を発行しなければなりません。その証明書の申請も交付も、現状は被災者が市町村の窓口に行く必要があります。災害時の移動は困難を極める上、地方においては役場まで車で数十分以上かかる場合もあります。さらに災害時には役所窓口の人手不足も想定されることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、クラスターを発生させないため、来庁者を減らすことが重要です。

よって、文京区議会は、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

記

1. 全国5万カ所以上のキオスク端末（マルチコピー機）が設置されたコンビニエンスストアのコンビニ交付サービスを活用して罹災証明書を「交付」できるようにすること。
2. マイナンバーを活用した罹災証明書のマイナポータル等での「申請」については、各地方公共団体がその利用を希望すれば、申請はすぐに実施できる現状について、周知・徹底を早急に行うこと。
3. マイナンバーを活用した「被災者台帳」を全国の自治体で作成できるよう推進すること。
4. 被災者台帳システム未整備の自治体等が共同利用できるシステム基盤を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣 宛て
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（防災）

少年法改正にあたり慎重な議論を求める意見書（案）

法務省は 2017 年 2 月に法制審議会に対し、「少年法の年齢を 18 歳未満とすることの是非と非行少年を含む犯罪者に対する処遇の充実」について諮問を行い、以後、法制審議会の「少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会」において議論が進められています。

本年 8 月 6 日、同部会は少年法改正に向けた要綱原案（以下原案）を示しました。

原案は、最大の焦点だった 20 歳未満から 18 歳未満への適用年齢引き下げについては判断を見送るとし、罪を犯した少年をすべて家庭裁判所へ送致し、家庭の事情などを調べて保護処分を決める現行制度は維持するとしています。18 歳及び 19 歳については家庭裁判所から検察官に送致（逆送）して刑事裁判にかけ対象犯罪を「法定刑の下限が 1 年以上の懲役・禁錮事件」も対象とし、厳罰化を強めるとしています。また、18、19 歳は実名などの報道を起訴後に可能にすることが盛り込まれています。

原案では、少年法の適用年齢引き下げについての判断を見送っていますが、自民党・公明党の与党・少年法検討プロジェクトチームが本年 7 月 30 日に公表した「少年法の在り方についての与党 P T 合意（基本的な考え方）」において、「18 歳・19 歳の者は、少年法の適用対象」と明示していることは評価すべきであり、最終的な取りまとめにおいては、18 歳及び 19 歳の者を少年法の適用対象である「少年」として明確に位置付けた上で、少年法の理念を及ぼすべきと考えます。

実名報道においては、未成熟で可塑性を有する 18 歳及び 19 歳の者の社会復帰を極めて困難にする危険性があります。

また、ぐ犯を対象としないとされていることは、罪を犯してはいないが、反社会的集団に引き込まれるおそれがある少年（特に女子少年）に対する、いわば「セーフティネット」の役が失われることとなります。少年が服役中に立ち直る可能性を踏まえて、刑量に幅を持たせている不定期刑の対象から除外することは少年法を後退させるもので、さらなる議論が必要です。

よって、文京区議会は政府に対し、少年法改正においては、対象年齢を 20 歳未満とすることを明確に位置付けるとともに、若者の犯罪を減らし、よりよい社会をつくるために法はどうあったらよいかの観点に立ち、様々な課題について、さらに議論を深められることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

宛て

保健所の機能的な充実支援と感染症医療機関の削減を含む 「地域医療構想」の見直しを求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染拡大が国民生活にも日本経済にも大きな影響を与えています。様々な経済対策や感染予防対策が行われていますが、国民は未だ感染の不安から抜け出すことができません。徹底した検査と隔離（治療）により経済活動は維持できるはずですが、日本のPCR検査数（人口対比）は8月7日現在、世界215の国・地域で155位と低位にあり、感染症病床（陰圧隔離病床）は1996年には9,716床ありましたが、2019年には1,758床に減少しています。

保健所及び地域衛生研究所が地域での感染症対策を担ってきましたが、1990年代に入り、保健医療体制が非感染症（生活習慣病）重視にシフトされました。1994年に保健所法は地域保健法へ改正され、保健所の統廃合が進められ、保健所数は2020年には全国で469か所となり、1992年の852か所から半減しています。国からの保健所に関する運営費交付金と補助金は1994年に全額一般財源化され、保健所職員も1989年から2016年までに約6,500人減少しました。地方衛生研究所に至っては法的位置づけがありません。

新型インフルエンザ対策会議報告書（2010年6月）は「地方衛生研究所のPCRを含めた検査体制などについて強化するとともに地方衛生研究所の法的位置づけについて検討が必要である」と指摘し、第1回地域保健検討会（2010年7月）でも「職員の減少や集中配置により業務に支障が出ている保健所」は52.3%あることが報告されていますが、抜本的な改善に結び付く対策や人材育成は十分でないまま現在に至っています。

さらに、2014年（平成26年）6月に成立した「医療介護総合確保推進法」によって、「地域医療構想」が制度化され、2020年1月に厚生労働省が再編・再統合の対象とした公立・公的病院リストのうち53病院は厚生労働省が2019年1月にまとめた感染症医療機関に含まれています。

新型コロナウイルスだけでなく、従来の感染症による死亡者は1996年には17,742人でしたが2018年には24,127人に増加し、結核死亡者数も2008年は2,220人、2018年は2,204人と著しい減少は見られず、感染症対策は今後の課題でもあります。

よって、文京区議会は政府に対し、保健所に対する財政的支援や人的資源の削減を見直し、機能的な充実を図るとともに、地域医療構想による感染症医療機関の削減などを見直すことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
厚生労働大臣

宛て

原爆被爆者援護法の国家補償の精神に基づき 「黒い雨」に遭った原爆被爆者の救済を求める意見書（案）

1945年（昭和20年）年8月6日広島にウラン型原子爆弾を投下、同9日には長崎にプルトニウム型原爆が投下されました。広島では約14万人、長崎では約7万4千人が亡くなったとされています。原爆投下後、広島に「すす」などを含む黒い雨が降りました。1945年の地元気象台技師らの調査では爆心地の北西方向の「東西15キロ、南北29キロ」で降り、うち「東西11キロ、南北19キロ」が大雨地域と分析されました。国は1976年、大雨地域に限り援護対象とし、がんなどの特定疾病が見つければ被爆者援護法上の被爆者として手帳を交付し、医療費の自己負担をなくし、各種手当を交付してきましたが、「小雨地域」や「降雨地域」の外にいたとされる原告は援護の対象外としてきました。

国による援護を受けられる区域外にいた住民や遺族合わせて84人が健康被害を訴えた裁判で、2020年7月広島地方裁判所は全員を被爆者と認め、広島市などに対し、被爆者健康手帳を交付するよう命じました。この広島地裁判決は、国の援護対象地域外で黒い雨を浴びた住民ら84人全員を被爆者援護法上の「被爆者」と認め、黒い雨の実際の降雨範囲は国が定めた大雨・小雨地域より広いと認定し、地域の違いや降雨時間の長短によって援護に差を設けることに「合理性がない」と判断し84人全員への手帳の交付を命じたものです。

しかし、本年8月「十分な科学的知見に基づいたとは言えない判決内容となっている」ことを理由に国は、広島県、広島市とともに控訴しました。広島市と広島県は国からの法定受託事務として、被爆者健康手帳の交付審査を担当しているため訴訟では被告ですが、以前から国に特例区域の拡大を求めており、国が援護区域の拡大も視野に区域の検討を行う方針を示したとして、国の要請を受け入れて控訴に加わりました。

原爆投下から75年が過ぎ、被爆者の高齢化は進んでいます。原告から控訴を受けて「80歳を越える人たちにもう少し頑張ってくれと言うのは残念で、この世からいなくなるまで待っているのかと言わざるをえない」と切実な声が上がっています。

よって、文京区議会は政府に対し、原爆被爆者援護法の国家補償の精神に基づき、「黒い雨」に遭った原爆被爆者一人ひとりに寄り添い、援護拡大が実現するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

宛て

厚生労働大臣

オンライン本会議の実現に必要なとなる地方自治法の改正を求める意見書(案)

当区議会においては、令和元年9月よりICT化推進検討会を設立し、議会のICT化による議会活動の活性化や議会体制の強化に向け、多様な視点から取り組んできたところです。

また、今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、相当数の議員が隔離された場合においても、急を要する感染症対策議案の審議、議決が求められる事態が、現実のものとして想定されています。定足数を満たす人数の議員が議場（招集場所）に参集できない状態でも、議案審議、表決などの議会運営方法が確立されていなければ、首長の専決処分を漫然と許すこととなり、議会不要論が増幅することは想像に難くありません。加えて、少子高齢化社会が到来するなか、育児や介護で容易に外出できない議員でも職責が果たせるよう、自宅から議案審議、表決に参画できる手段が、議員の多様性確保の観点からも求められます。

世界的にも昨今の情報通信技術の発展とともに、既に英国議会ではオンライン議会を実用化しています。しかしながら、我が国においては、地方自治法第113条及び第116条第1項における「出席」の概念は、現に議場にいることと解されているため、オンライン会議による本会議運営は現行法上困難とされています。

一方で、総務省は令和2年4月30日付総行第117号で、委員会運営については地方議会における意思決定によってオンライン化は可能との見解を発出したが、本会議でのオンライン化ができなければ議会運営上の利点は限られます。また、議会の意思形成過程である委員会審議においてオンライン化の有用性を認識しながら、本会議における導入を否定するところに合理性はありません。

よって、国においては、非常時には地方議会の判断で、本会議運営をオンライン会議などの手段による遠隔審議・議決を可能とする、地方自治法を改正するよう強く要請します。

記

- 1 地方議会における本会議の開催が、情報通信技術による仮想空間での議会審議への参加、表決の意思表示によっても可能となるよう、議事堂への参集または議場への出席が困難な場合には、会議規則により参集場所または出席場所の複数指定や変更ができる旨を地方自治法において明文化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 2年 月 日

文京区議会議長

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
衆議院議長
参議院議長

男性の育児休業取得の義務化を求める意見書（案）

2020年7月1日、内閣府が設置する「選択する未来2.0」の中間報告が発表され、性別役割分担意識を改革し、育児休業の取得の義務化や強力なインセンティブにより、子どもが生まれた男性の全員が育児休業を取得する環境を目指すことが提案されました。

同報告では、「夫婦世帯のうち共働き世帯は今や7割にのぼるが、人々の意識や職場・家庭の慣行は依然として男性正社員・専業主婦モデルを前提としたものとなっており、日本のジェンダーギャップ指数が調査対象となった153か国中121位にとどまっている」、「女性の活躍を促すだけでなく、男性の意識や働き方も変わらなければならない」ことが指摘されています。

政府は2020年度から、子どもが生まれた全男性職員が1カ月以上の育児休暇を取得する目標を掲げ、人事評価に反映させる対策をとっています。また、内閣人事局は2020年8月28日、今年4月から6月の間に子どもが生まれた中央省庁の男性職員3035人の99.8%にあたる3030人が育児休暇取得のための計画を作成したと発表しました。

しかしながら、実際には、日本の男性育児休業の取得は、2018年の厚生労働省の「雇用均等基本調査」によると、6.2%となっており、官民の隔たりが大きく、国としてさらに強い取り組みが望まれます。

先に述べた報告の提案に基づき、文京区議会では、国として男性育児休業の取得の義務化やインセンティブの設計を行うことを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

厚生労働大臣
経済再生担当大臣 宛て
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）